



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*47 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1

○ 告示

841 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 2

842 " (") 2

843 " (") 3

844 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課) 3

845 " (") 3

846 介護保険法による指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業者の指定の取消し (長寿社会課) 3

847 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 4

848 " (") 4

849 " (") 5

850 " (") 5

851 清算法人恋野土地改良区の清算人の就任 (農業農村整備課) 5

852 木材業者等の登録の変更 (林業振興課) 6

853 道路の区域変更 (道路保全課) 6

854 道路の供用開始 (") 6

855 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 6

856 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 7

○ 人事委員会告示

*8 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正 8

○ 正誤

平成24年5月22日付け和歌山県報第2357号和歌山県告示第572号中 9

規 則

和歌山県規則第47号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「うえ」を「上」に改める。

第7条中「見易い」を「見やすい」に改める。

別記第1号様式中「♀」を「男」に、「♂」を「女」に改める。

別記第4号様式別紙中「身分」を「役職名(例えば医長、医員、講師、助手等)」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第841号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月29日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成24年6月29日

- 2 名称

特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

- 3 代表者の氏名

藤本光彌

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町出雲1614番地の53

- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年及び住民に対して、各種体験学習をとおして青少年の健全育成事業、地域活性化事業、社会福祉事業等を実施し、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第842号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成24年7月2日

- 2 名称

特定非営利活動法人福祉文化学院春風会

- 3 代表者の氏名

三木拓哉

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市和歌浦東4丁目3番51号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、福祉に係わるボランティア等の人材育成を通じて、地域福祉発展の為の研究や地域福祉の相談援助等を行い、福祉のまちづくりの構築、安心できる福祉環境の保全に寄与する

ことを目的とする。

和歌山県告示第843号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月2日

2 名称

特定非営利活動法人共生舎

3 代表者の氏名

山本利昭

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市面川510番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、住民交流及び地域開発に関する事業を行い、地域振興に寄与するとともに、社会的不適応に至っている者の社会復帰を促進することを目的とする。

和歌山県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西柔 22-24	中岡成文	もみの木鍼灸整骨院	西牟婁郡上富田町朝来2305-31	平成 24.6.6

和歌山県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西あ 15-24	中岡成文	もみの木鍼灸接骨院	西牟婁郡上富田町朝来2305-31	平成 24.6.6

和歌山県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条及び第115条の10の規定に基づき公示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3071700250	株式会社さずな	デイサービスセンターほたる	和歌山県紀の川市貴志川町北山633番地の9	通所介護・介護予防通所介護	平成24.6.29

和歌山県告示第847号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012300210	介護センターピンポンパン新宮	新宮市井の沢8番1号	同行援護	身体障害者障害児	有限会社ヒューマンメロディ	新宮市井の沢8番1号	平成24.5.1	平成30.4.30
3012300343	アイトワケアサービス	新宮市蓬萊3丁目6番21号	同行援護	身体障害者障害児	合同会社アイトワ	新宮市高田652-2	平成24.5.1	平成30.4.30
3012300350	こすもす介護センター	新宮市清水元二丁目2番18号	同行援護	身体障害者障害児	株式会社こすもす	新宮市清水元二丁目2番18号	平成24.5.1	平成30.4.30

和歌山県告示第848号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250324	ライフパートナーひよこ	田辺市天神崎35-3 サンヴィレッジ202	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社一時	田辺市天神崎35-3 サンヴィレッジ202	平成24.6.1	平成30.5.31
3012300285	緑ヶ丘介護サービスセンター	新宮市井の沢9番10号	同行援護	身体障害者障害児	医療法人かなめ会	新宮市井の沢9番10号	平成24.6.1	平成30.5.31
3012500058	介護サービスベスト・ケア	東牟婁郡那智勝浦町川関392番地	同行援護	身体障害者障害児	有限会社やまちょう	東牟婁郡那智勝浦町川関392番地	平成24.6.1	平成30.5.31

和歌山県告示第849号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3011800269	ヘルパーステーション こころ	岩出市溝川292-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社こころ	岩出市溝川292-1	平成 24. 7. 1	平成 30. 6. 30

和歌山県告示第850号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3012500025	社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会	東牟婁郡那智勝浦町天満1418-2	同行援護	身体障害者 障害児	社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会	東牟婁郡那智勝浦町天満1418-2	平成 24. 7. 1	平成 30. 6. 30

和歌山県告示第851号

清算法人恋野土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した清算人

氏 名	住 所
榎阪晴光	橋本市恋野2342番地
神野昇	橋本市恋野1992番地
大西正明	橋本市恋野3112番地
谷口征男	橋本市恋野2502番地
坂口廣美	橋本市恋野1271番地
辻本賢三	橋本市恋野2189番地
芋生進	橋本市恋野2288番地
阪部俊夫	橋本市恋野1039番地
辻本義種	橋本市恋野582番地
細川完	橋本市恋野210番地
中山弘孝	橋本市恋野391番地
木村收吾	橋本市赤塚256番地

和歌山県告示第852号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
浦木林業株式会社	代表者の氏名	代表取締役 泉諸人	代表取締役 浦木清十郎	平成 24.6.15

和歌山県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字初湯川字栗1843番1地先から同町大字滝頭字黒川278番1地先まで	旧	8.50 } 37.00	1173.40	
同上	新	8.50 } 37.00	1173.40	
同上	新	8.20 } 46.40	814.70	滝頭トンネル L=424.00 新木滝谷橋 L=17.50

和歌山県告示第854号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字初湯川字栗1843番1地先から同町大字滝頭字黒川278番1地先まで

供用開始の期日 平成24年7月15日 午後3時

和歌山県告示第855号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宮の脇谷川（4-204-1-069）、宮前上谷川（4-204-1-071）、宮前中谷川（4-204-1-072）、宮前下谷川（4-204-1-073）、中御堂（I-726）、辰ヶ浜東山・宮の下（I-738）、三谷・三谷2（I-3707）、宮の下（I-40013）、宮崎（1）（II-40056）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

下の宮谷川（4-204-1-070）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第856号

平成24年度マイクロソフトオフィスソフトスタンダード2010ライセンスの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

マイクロソフトオフィスソフトスタンダード2010ライセンス 1,766本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地

- 3 落札者を決定した日
平成24年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミカサ事務機株式会社
有田市古江見114番地
- 5 落札金額
54,442,248円 (うち消費税及び地方消費税の額2,592,488円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年5月18日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号 (労働基準監督機関の職権行使区分) の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年7月13日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1項第1号の表中

農林水産総合技術センター (企画普及部)	12
農林水産総合技術センター農業試験場 (栽培部及び環境部)	12
農林水産総合技術センター農業試験場暖地園芸センター	12
農林水産総合技術センター果樹試験場 (栽培部及び環境部)	12
農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所	12
農林水産総合技術センター果樹試験場うめ研究所	12
農林水産総合技術センター畜産試験場 (大家畜部及び生産環境部)	12
農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所	12
農林水産総合技術センター林業試験場	12
農林水産総合技術センター水産試験場	12

を

農業試験
農業試験
果樹試験
果樹試験
果樹試験
畜産試験
畜産試験
林業試験
水産試験

場	12
場暖地園芸センター	12
場	12
場かき・もも研究所	12

場うめ研究所	12
場	12
場養鶏研究所	12
場	12
場	12

に改める。

正 誤

正 誤

平成24年5月22日付け和歌山県報第2357号和歌山県告示第572号中

ページ	行目	誤	正
4	上から15及び16	(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字稲妻885の5	(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、字稲妻885の5 (国有林)